

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会

委員長及び同委員名簿

委員長

- ・ くろかわ **黒川** きよし **清君** (医学博士、東京大学名誉教授、元日本学会議会議長)

委員

- ・ いしばし **石橋** かつひこ **克彦君** (地震学者、神戸大学名誉教授)
- ・ おおしま **大島** けんぞう **賢三君** (独立行政法人国際協力機構顧問、元国際連合大使)
- ・ さきやま ひ さ こ **崎山比早子君** (医学博士、元放射線医学総合研究所主任研究官)
- ・ さくらい **櫻井** まさふみ **正史君** (弁護士、元名古屋高等検察庁検事長、元防衛省防衛監察監)
- ・ たなか **田中** こういち **耕一君** (化学者、株式会社島津製作所フェロー)
- ・ たなか **田中** みつひこ **三彦君** (科学ジャーナリスト)
- ・ のむら **野村** しゅうや **修也君** (中央大学大学院法務研究科教授、弁護士)
- ・ はちす **蜂須賀** かれいこ **禮子君** (福島県大熊町商工会会長)
- ・ よこやま **横山** よしのり **禎徳君** (社会システム・デザイナー、東京大学エグゼクティブ・マネジメント・プログラム企画・推進責任者)

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会設置法及び国会法の の一部を改正する法律の運用に関する申合せ

衆議院議院運営委員会 平成二十三年 九月二十九日

参議院議院運営委員会 平成二十三年 九月 三十日

本法は、国会が国権の最高機関として、超党派的な見地から今般の原発事故の原因究明等を行うことを目的とするものであることに鑑み、その運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

一 本院所属議員においては、党派的な立場から、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）を政治的に利用し、又はこれに政治的な影響を与えてはならないこと。

二 事故調査委員会においても、与えられた使命の重大さに鑑み、客観的な原因等の究明に努めるとともに、その調査活動の遂行に当たっては、いささかも政治的中立性に欠けるとの疑念を持たれることのないよう留意すること。

三 事故調査委員会が参考人その他の調査対象者から意見を聴取するに際しては、参考人等の置かれている立場、職務等に十分に配慮し、調査の態様及び頻度等に留意すること。

東京電力福島原子力発電所事故に係る 両議院の議院運営委員会の合同協議会（案）

12月8日(木) 幹事会 14:20 (常任委員長室)
合同協議会 14:30 (衆議院第1委員室)

◎小平会長の冒頭挨拶

◎事故調査委員会委員長及び委員の就任挨拶 (委員長…約3分、委員…約2分)

| | | | | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|-----|----|----|----|----|
| くろ | かわ | きよし | 委員長 | | | | | | |
| 黒 | 川 | 清 | | | | | | | |
| いし | ばし | かつ | ひこ | 委員 | おお | しま | けん | ぞう | 委員 |
| 石 | 橋 | 克 | 彦 | | 大 | 島 | 賢 | 三 | |
| さき | やま | ひ | さ | こ | さくら | い | まさ | ふみ | 委員 |
| 崎 | 山 | 比 | 早 | 子 | 櫻 | 井 | 正 | 史 | |
| た | なか | こう | いち | 委員 | た | なか | みつ | ひこ | 委員 |
| 田 | 中 | 耕 | 一 | | 田 | 中 | 三 | 彦 | |
| の | むら | しゅう | や | 委員 | はち | すか | れい | こ | 委員 |
| 野 | 村 | 修 | 也 | | 蜂 | 須賀 | 禮 | 子 | |
| よこ | やま | よし | のり | 委員 | | | | | |
| 横 | 山 | 禎 | 徳 | | | | | | |

◎各党からの発言 (各5分以内)

松 井 孝 治 君 (民主)
塩 崎 恭 久 君 (自民)
遠 藤 乙 彦 君 (公明)
水 野 賢 一 君 (みんな)
佐々木 憲 昭 君 (共産)
服 部 良 一 君 (社民)
田 中 康 夫 君 (国民)
荒 井 広 幸 君 (日改)

◎各党発言を受けての黒川事故調査委員会委員長の発言 (約3分)

◎鶴保会長代理の締めの挨拶

【所要約1時間20分 (見込)】

国会原発事故調査委員会設置に当たっての基本的考え方

平成23年11月14日(月)
両院議運合同協議会

1. 専門家による冷静、客観的かつ科学的な、独立した徹底検証

脱原発か原発推進かという結論ありきではなく、政府、関連業界、政治から独立した事故原因の客観的、科学的徹底糾明を通じ、事故に至る経緯及び原発の「リスク」と「コスト」、すなわち安全性と経済性の厳正な検証を行い、今後の我が国並びに世界の原子力政策のあり方に関する真剣な論議に資する報告を期待。

2. 目的に沿った委員会の公開

今回の目的の一つは、これまでとかく秘密主義、隠蔽体質が指摘されてきた原子力の分野について、国民の代表たる立法府が国民の知る権利に応えること。したがって、徹底的な情報公開を原則とする。但し、究極の目的は、事故原因の究明と真相究明。かかる目的を害することのないよう、公開方法、公開の是非について、本調査の目的に沿った判断を行う。

3. 世界的視野に立つことを重視

原発事故の問題は一国に限られるものではなく、世界全体の課題である。スリーマイルやチェルノブイリ事故等の教訓を十分に参考にする必要がある。また、世界には440基以上の原発があり、福島事故の真相解明は我が国の世界への責任。かたや老朽化した原発が多数存在するとともに、新興国を中心に多くの原発の建設が予定されており、ひとたび原発事故があればその影響は一国にとどまるものではない。世界全体として原発事故の再発防止のため、人類益の視点から調査に取り組むことが必要。

4. 人間の安全保障を重視した調査

従来「原子力安全」というと、原子炉の構造上の安全性に重点が置かれていたが、守るべきは人間の健康、安全と環境。とりわけ、チェルノブイリやフクシマの事故を通じて、低線量の放射線被曝が中長期的に人間の生命、健康に及ぼす影響が極めて重要であり、医学・生理学の最新の知見を踏まえつつ、人間の生命と健康を守る視点からの調査に注力することが肝要。

5. 地震大国、津波大国における原発という視点

我が国は世界でも有数の地震大国、津波大国であることが、今回の事故でも改めて再確認された。この点についても、地震学、津波学の最新の知見を踏まえた上での、原発のあり方についての調査が必要。

6. 提言に富んだ未来志向の調査

今回の、民間による委員会が国会の下に設置され、独立した調査を行うという史上初の試みが、我が国の国会による行政の監視機能の充実強化に資するのみならず、日本の三権分立における国会の役割を再認識する契機ともなることに鑑み、提言型かつ未来志向の調査を行なうことを期待。